

名古屋山歩きサークル「さんぽ」OB・OG会 規約

1. 総則

(1) 名称

- ・本会は名古屋山歩きサークル「さんぽ」OB・OG会（以下本会という）と称する。

(2) 設立

- ・本会は2008（平成20）年4月1日を設立日とする。

(3) 目的

- ・本会は、名古屋山歩きサークル「さんぽ」（以下さんぽという）卒業生（以下OBという）間およびOB-さんぽ現役メンバー（以下現役という）間の連絡を円滑にし、もって、OB間およびOB-現役間の親睦を深めるとともに、さんぽの活動を後援することで、さんぽの維持発展に寄与することを目的とする。

2. 会員

(1) 会員資格

- ・本会では、以下の者を会員として扱う。
 - 一 さんぽ在籍中に学部卒業・大学院修了等によって退会したさんぽ会員
 - 二 さんぽに在籍した実績があり、所属大学に籍を置かなくなった後に本会会員になることを希望し、かつ、本会が会員とすることを認めた者

(2) 会員になるための手続き

- ・一による場合、本人から辞退の申告がない限り、自動的に会員となる。
- ・二による場合、本会ホームページに記載されているアドレスを通じて会長へ申請する。入会の許可判断は、会長から連絡を受けた各グループの幹事が行う。

(3) 退会と再入会

- ・何らかの理由で本会を退会する場合、(4)で定めるグループの幹事にその旨を連絡し、その時点で退会とする。退会者が再入会する場合も同様の手続きを行う。

(4) 会員のグループ分け

- ・会員は、さんぽに在籍した大学の入学年度（編入生にあっては編入年度）を基準とするグループに分かれる（以下、区分された単位をグループという）。
- ・所属するグループは本人の希望により選択できる。
- ・各グループは幹事を1名選出する。

- ・幹事は原則として各グループ内の部長経験者とする。グループ内に部長経験者がいない場合はこの限りでない。

3. 会計

(1) 運営費

- ・本会は、会員の納めた会費を運営費に充てる。
- ・運営費とは、通信費・レンタルサーバ代・その他本会の運営に必要な経費をいう。

(2) 会費

- ・会員は、会費として本会入会時に1回、2,000円を支払う。
- ・会費の徴収は、追いコンなどの際にグループの幹事が行い、速やかに本会会計へ受け渡す。
- ・一度納入された会費は理由の如何を問わず会員に返還しない。
- ・会費が未払いの場合、納付が完了するまで、会員公開用名簿にその旨を記す。

4. 連絡と名簿の管理

(1) OB間の連絡系統

- ・会員全体への連絡・広報手段として、本会主催のホームページとメーリングアドレスを作成し運営する。
- ・特定グループへの連絡手段、またはメーリングリストを補足する連絡手段として、各グループ幹事は、所属グループ内の情報を会長（連絡係等）へ、または会長（連絡係等）からの情報を所属グループのメンバーへ伝達することもある。

(2) OB-現役間の連絡系統

- ・OB-現役間に生ずる連絡は、本会に設置された連絡係とさんぽ（現役）に設置されたOB会係が担う。

(3) 名簿の作成

- ・OB間の連絡およびOB-現役間の連絡に資するため、会員名簿を作成する。
- ・会員名簿には、本会会員のほか、さんぽ（現役）会員も掲載する。
- ・会員名簿は重要度の高い個人情報が含まれる「管理用名簿」と、それを除いた「会員公開用名簿」の2種類を作成する。
- ・会員公開用名簿には、名前・卒業学部（研究科）・さんぽ在籍期間・現住市町村・進路先を記載する。現住市町村以降は公開に関して任意項目とする。
- ・管理用名簿には、会員公開用名簿の記載内容に加え、現住所・電話番号・メールアドレス

ス・生年月日を記載する。

(4) 名簿の更新

- ・名簿記載内容に変更があった場合、会員は速やかに所属グループの幹事に通知する。
- ・変更の通知を受けた各グループの幹事は、グループの名簿を更新し名簿係に通知する。
- ・変更の通知を受けた名簿係は、全体の名簿を更新し会長へ通知する。
- ・個別の名簿更新のほか、名簿係は年に1回夏季に、全会員に対し、名簿記載内容（管理用名簿の記載事項を含む）の確認を行う。この作業は、名簿係から連絡を受けた各グループの幹事を通じて行う。
- ・会員公開用名簿は、上記手続きによって確認された最新の情報をもとに、年に1回更新する。更新された会員公開名簿は、総会で配布する。
- ・あらゆる手段を尽くしても連絡がつかなくなった会員については、退会扱いとはせず、名簿にその旨を記すこととする（会員からの連絡を待つ）。

(5) 名簿の利用と個人情報の保護

- ・名簿の作成によって集められた会員の個人情報は、各グループの幹事および名簿係を通じて会長が一元的に管理する。
- ・会員公開用名簿は、希望したすべての会員が所持できる。
- ・管理用名簿は、名簿係と会長は全体のもの、各グループの幹事は該当グループのものを所持することができる。その他の会員は、会の活動に関する連絡の際、また、会員内の相互の同意に基づいた連絡の際に限り、必要部分を所属グループの幹事または名簿係を通じて閲覧することができる。
- ・収集された会員の個人情報は、上記の場合以外では一切使用できない。

5. 活動

(1) OB 総会

- ・年に1回、OB 総会を開催する。開催時期は、原則として秋季とする。
- ・OB 総会は、OB 会運営に関する意思決定を行い、また、OB 間・OB-現役間の親睦を深めることを目的とする。

(2) OB 会誌

- ・年に1回、OB 会誌を発行する。
- ・OB 会誌はさんぽ（現役）の活動状況、会員の動静、運営費の決算等を会員に広く伝えることを目的とする。
- ・OB 会誌はOB 総会にて配布を行う。そのほか、希望者には個別に届ける。

(3) その他の活動

- ・OB 山行など本会の目的に添う活動を随時行う。

6. 役員・係

(1) 役員・係の構成

- ・本会は、会長・会計の役員、連絡・名簿・総会・会誌・ホームページの各係を設置する。

(2) 役員・係の役割

- ・会長は、①本会の統率、②総会の招集、③名簿の管理を行う。
- ・会計は、①会費の管理、②決算報告、を行う。
- ・連絡係は、①現役との連絡、②各グループの幹事を通じた連絡の集約、を行う。
- ・名簿係は、①名簿の作成、②名簿の更新、③名簿閲覧の対応、を行う。
- ・総会係は、①総会の準備、②総会の連絡、を行う。
- ・会誌係は、①OB 会誌の編纂印刷、②OB 会誌の送付、を行う。
- ・ホームページ係は、①ホームページの管理、②メーリングリストの管理、を行う。

(3) 役員・係の人選

- ・会長は、入会年の早い会員が就任し、任期は定めない。
- ・会計・名簿係・総会係・会誌係・ホームページ係は、入会年の遅い会員が就任し、任期は3年程度とする。
- ・連絡係は現役とそれほど世代差のない会員が就任し、任期は1年とする。
- ・役員や係について選挙は行わず、交代の際はできるだけ会員の総意に基づくようにし、開かれた場所で会員の信頼のもと、後継者の任命が行われるようにする。

7. 附則

(1) 規約の変更

- ・この規約は総会での審議・承認を経ていつでも変更することができる。

(2) 実効

- ・この規約はOB 会発足日（2008年4月1日）を以て実効する。